

今回のご申請は

独立行政法人日本スポーツ振興センター法 に基づく給付（スポ振）

に該当する可能性があります。

医療証分の償還払いご申請の前に通われている

「幼稚園・保育園・学校」

へ請求が必要です

※学校（園）でのお怪我はスポ振が優先されるため学校（園）側にお問い合わせください。

ご注意

学校の管理下での怪我・病気には、

原則スポ振が適用されます。スポ振が適用された場合、マル乳・マル子・マル青・マル親医療費助成制度は適用されません。

重複して申請をされた場合は、

医療費助成制度の助成額分について、

市へ返還していただくこととなります。

あらかじめご承知おき願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付とは

独立行政法人日本スポーツ振興センター（通称スポ振）とは、学校（園）の管理下で児童、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国・設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

原因である事由が学校（園）の管理下で生じたもので、治療に要する費用の額が500点（5000円）以上のものが対象です。

スポ振に該当するケース	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含みます）	・ 各教科（科目）、幼稚園における保管中 ・ 特別活動中（クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行など）
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	・ 部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導
3. 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所への登園・降園を含みます）	・ 登校（登園）中、下校（降園）中
4. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・ 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など

学校（園）にお問い合わせの結果、スポ振に該当しない場合

再度必要書類をご提出ください。その際、スポ振に該当しない旨をご申告ください。

※スポ振に該当するかは学校側の判断になります。該当されない場合は通常通りの自己負担分を市役所からお戻しいたします。